

住みたい・住み続けたいまちづくり条例

○問合せ先 政策企画課企画統計係 ☎内線315

地域の活力を維持・創出していく上で、定住人口を確保していくことは大変重要です。

そこで、本市では平成27年4月1日に「住みたい・住み続けたいまちづくり条例」を制定し、基本施策の方向性を示した上で、松浦市に住みたい、ずっと松浦で暮らしたいと思われるようなまちづくりを推進していきます。

条例の概要

【基本理念】

住みたい・住み続けたいまちづくりに取り組み、松浦市への定住を促進することで、活力ある地域社会を維持し、将来に向けて松浦市を活性化させていくことを目指します。

【基本施策】

基本理念に基づき、定住促進に必要な施策を検討・実施していきます。特に次の事業分野に重点的に取り組みます。

- (1) 結婚、妊娠、出産及び子育てを包括的に支援する事業
- (2) 学校教育、生涯学習、文化活動その他の学びの場の充実に関する事業

- (3) 住宅の確保及び居住の継続を支援する事業

- (4) 就業の機会の創出及び仕事と生活の調和を図る環境整備を支援する事業

- (5) 年齢や障害の有無にかかわらず社会活動に参加することができる共生の地域づくりを支援する事業

【平成27年度事業計画】

条例施行にあたり、これまで取り組んできた定住支援、子育て支援や福祉事業について、継続・拡充を検討しながら取り組んでいく予定です。平成27年度は特に、基本施策(1)にある「結婚、妊娠、出産及び子育てを包括的に支援する事業」に力を注ぎます。

新：新規事業 継：継続事業

◆結婚、妊娠、出産及び子育てを包括的に支援する事業

新 保育料の軽減

保育料は、国の基準より安い金額に設定しています。平成27年4月から、保育所などに入所している2人目の園児（上の子が幼稚園または保育所などに入所している場合）の保育料は、無料とします。また、幼稚園に入所している園児で、小学3年生から数えて2人目の場合は、4分の1負担とします。

新 不妊治療費助成事業

不妊治療の経済的負担を軽減するため、平成27年4月以降に実施した特定不妊治療（体外受精・顕微授精）、一般不妊治療（人工授精）に対して助成します。



新 その他の支援の充実

子育て広場を整備して親子の集いの場を作ります。また、母子保健サポーターを配置して相談体制を強化します。わくわくマタニティ教室の実施や里帰り、緊急時にベビー用品の貸し出しを行い、子育て支援を充実させます。



継 子ども医療費助成の拡大

現在、中学生までの児童に対して医療費を助成しています。平成27年7月分から、助成対象を高校生等（18歳の年度末）まで拡大します。



◆住宅の確保及び居住の継続を支援する事業

新 移住者受入れ促進モデル自治会指定事業

地域単位でUターン者の受入れを促進するため、モデル自治会を指定します。

市はモデル自治会と協力し、Uターン者受入れのために行う自治会事業(農地や農機具の貸与、移住希望者が長期滞在できる体験滞在施設の整備など)の推進に取り組みます。

新 危険家屋除去事業

老朽化して倒壊などの危険が予測される空き家について、解体など除去するため、国の交付金を活用して補助金を交付します。



◆就業の機会の創出及び仕事と生活の調和を図る環境整備を支援する事業

新 地域おこし協力隊活用事業

地域社会の新たな担い手となるため、都市地域から松浦市に住民票を移し、地域に居住した人を「地域おこし協力隊員」として委嘱します。

隊員は、1～3年間地域に居住して「地域協力活動」を行いながら、地域への定住・定着を図ります。



継 ふるさと就職奨励金

既存の制度の対象者(平成22年4月1日から27年3月31日までの就職者)に対し、学校卒業または転入した日から1年以内に就職し、引き続き市内に5年以上居住する場合に、最大30万円(最長5年間で分割交付)の奨励金を交付しています。

平成27年度には、平成27年4月1日以降の就職者について、新たな制度の対象者として申請できるように制度の見直しを行います。

また、既存の制度の対象者については、移行期間を設けて申請の受け付けを行います。

継 賃貸住宅入居費補助金

既存の制度の対象者(平成27年3月31日までに転入した新規転入者)に対し、松浦市に転入する際に賃貸物件に入居し、引き続き市内に1年以上居住する場合に、基本額10万円(世帯員3人目から1万円加算)の補助金を交付しています。

平成27年度には、平成27年4月1日以降の転入者について、新たな制度の対象者として申請できるように制度の見直しを行います。

また、既存の制度の対象者については、移行期間を設けて申請の受け付けを行います。

◆年齢や障害の有無にかかわらず社会活動に参加することができる共生の地域づくりを支援する事業

継 高齢者わくわく・おでかけ支援事業

70歳以上の高齢者や障害者の人に積極的な外出を促して社会参加を促進するため、外出支援券や温泉優待券を交付します。



◆学校教育、生涯学習、文化活動その他の学びの場の充実に関する事業

継 学校給食費助成事業

小・中学校に2人以上の児童・生徒が在籍している場合、2人目以降の給食費の2分の1を補助します。

